

(平成26年8月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から48年2月まで

私は、昭和37年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所において国民年金保険料を納付し、その都度、領収証書が交付された。現在、保険料の納付を証明できる領収証書等はないが、申立期間が国民年金に未加入であり、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、48年3月12日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立期間に、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金加入手続後、国民年金手帳の交付を受けた記憶が無く、申立期間の国民年金保険料はA市役所で納付し、その都度、領収証書が交付されたとしているが、申立期間の大部分において、保険料の納付方法は、国民年金手帳による印紙検認方式であり、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人から、申立期間に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について証言してくれる者として名前が挙がった申立人の妹二人と申立人の知人4人のうち生存及び所在が判明した一人に照会したが、いずれの者からも申立人の申立期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付について、具体的な証言を得ることはできなかつた。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い

上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4982(事案 1597、4327 及び 4663 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和27年10月23日から28年1月20日まで
③ 昭和28年8月1日から同年9月30日まで
④ 昭和30年9月5日から32年3月1日まで
⑤ 昭和32年10月1日から35年1月1日まで

私は脱退手当金を受給していないので、年金記録を訂正してほしいと第三者委員会に3度申し立てたが、年金記録の訂正は不要との文書もらった。

しかし、私は脱退手当金を絶対に受給していないので、名前を挙げた同僚など4人に照会し、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和35年4月4日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii)申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であること、iii)申立人の脱退手当金は同年4月4日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でない

する通知が行われている。

その後、申立人は、当委員会から、脱退手当金の支給対象となる昭和 32 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入期間と認められたので、脱退手当金についても再度調査をしてほしいと再申立てを行っているが、脱退手当金が支給された当時、当該期間は厚生年金保険に加入していない期間と記録されており、この記録に基づき進められた脱退手当金の支給に係る事務処理には不自然さがうかがえず、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらにその後、申立人は、申立期間後に厚生年金保険の資格を取得した際に被保険者証記号番号が新しくなったのは、昭和 36 年春に、A 市から B 市に転居した時に厚生年金保険被保険者証を紛失したためであり、38 年 11 月に B 市で就職する際の会社の担当者にその事情を話したところ、「新しくできた被保険者証と前の被保険者証は社会保険事務所（当時）で一緒にしてくれるから心配いらない。」と言われたことを覚えているので、当時の担当者へ照会してほしいとして再申立てを行っているが、当委員会が当該担当者に照会したものの、高齢のため証言を得ることができなかったことから、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 7 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚など 4 人の名前を挙げ照会してほしいと再申立てを行っているが、当該 4 人について、i) 一人の同僚は死亡しており、一人は申立人の同僚の妻であり、その同僚は既に死亡していることから、その妻から申立人の脱退手当金に係る具体的な証言を得ることはできないこと、ii) 別の同僚一人は、以前の申立てにおける同僚調査において、申立人と一緒に勤務していたことは覚えているが、その他のことは覚えていないと回答していること、iii) 残る同僚一人は以前の申立てにおいて照会しており、申立人の厚生年金の加入について具体的な証言は得られなかったが、今回再度、脱退手当金について照会したところ、申立人の脱退手当金に関することは分からないと回答していることから、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。